別添１

文部科学省が所管する分野における障害者施策の意識改革と抜本的な拡充

～学校教育政策から「生涯学習」政策へ～（概要）

１．はじめに

○　文部科学省が、従来の学校教育政策を中心とする障害者政策から一歩進めて、生涯学習（教育、文化、スポーツ）を通じた生き甲斐づくり、地域との繋がりづくりを推進し、「障害者の自己実現を目指す生涯学習政策」を総合的に展開していかなければならない。

２．障害者の生涯学習施策推進の視点

○　タスクフォースで、現在も、生活の場である福祉施設や仕事の場、特別支援学校等で生涯学習的活動施策が行われていることが報告された。

○　これは、人の豊かな生活には、仕事、生活の保障のみならず、生涯学習の環境、体験の中から、生き甲斐を見つけ、人と繋がっていくことが必要となるため、現場がニーズに応じて対応しているもの。

○　このため、障害者であっても生涯学習を享受できるように取り組み、生き甲斐づくり、地域との繋がりづくりを障害者施策の目的の中に位置づけていくことが文部科学省に求められている。

３．文部科学省において取り組むべき課題について

（１）障害者の学びを総合的に支援するための企画立案部門の創設

○　文部科学省の障害者施策の意識改革と抜本的な拡充の旗手として、生涯学習政策局に「特別支援総合プロジェクト特命チーム」を設置し、省横断的な推進体制を確立するとともに、速やかに「障害者学習企画室」（仮称）を置くことを目指す。

（２）生涯を通じた学び、文化・スポーツ等において取り組むべき課題について

○　学校教育外における障害者の学習機会の充実に向けて、特別支援学校も含めた「地域学校協働活動」の推進、「障害者青年学級」や「オープンカレッジ」など様々な主体により実践されてきた学習モデルの普及等に取り組む。

○　障害者の芸術の鑑賞機会の充実等を行うとともに、特別支援学校への芸術家を派遣する事業等により障害者が芸術活動に取り組む裾野を拡大。また、優れた才能を伸ばしていくため、障害者の芸術の公演や展覧会等の発表の機会の充実を図る。

○　「Special プロジェクト 2020」に向けた取組を加速させ、「障害者スポーツ・文化週間」（仮称）等をプロモートしていく。

（３）教育分野において取り組むべき課題について

○　特別支援学校における障害のある子供たちのキャリア教育の充実、生涯学習を奨励するとともに、学校と卒業後の進路や生涯学習の活動の場との連携の促進に取り組む。

○　大学等において、特別支援学校との接続の推進や、支援の中核的拠点を整備する等により、障害のある学生の支援体制を充実するとともに、各大学の障害のある学生の支援情報の積極的な情報提供を促進する。また、障害のある学生への支援を補助する学生の組織化・養成を促進する。

文部科学省が所管する分野における
障害者施策の意識改革と抜本的な拡充

～学校教育政策から「生涯学習」政策へ～

平成 28 年 12 月 14 日
特別支援総合プロジェクト
タスクフォース

1．はじめに

政府は、一億総活躍社会、すなわち、女性も男性も、お年寄りも若者も、一度失敗を経験した方も、障害や難病のある方も、家庭で、職場で、地域で、あらゆる場で、誰もが活躍できる、全員参加型の社会の実現に向けて総力を挙げている。この達成のために障害者の活躍が不可欠であることは論を俟たない。もちろん、ここでいう「活躍」とは、単に働くことだけにとどまるものではなく、障害者がそのすべてのライフステージにおいて豊かで充実した生活を送れるようになることを意味するものである。

これまで、文部科学省における障害者施策は、特別支援教育をはじめとする学校教育政策を中心に展開されており、学校を卒業した後については、障害者雇用や障害福祉サービスによる就労支援、生活支援といった労働・福祉政策に委ねられてきた。

しかしながら、障害者が学校を卒業した後の豊かで充実したライフスタイルを思い描くときに、企業や障害者就労施設等といった「就労の場」とそれ以外の「日常生活の場」だけではなく、文化やスポーツに親しんだり、新しいことを学んだりする「生涯学習の場」を忘れてはならない。

健常者であれば、民間によるサービスも含めて多様な活動が実施され、必ずしも行政の支援を受けなくても、これらに参加することができる。また、障害者であっても在学中であれば、学校活動の中でこれらの機会を得られるが、学校を卒業してしまうと、こうした機会自体が少なく、機会があっても移動手段や情報取得に制約がある。このことは、障害の程度が重く、自立した生活の難しい障害者ほど顕著である。

文部科学省は、学校教育のみならず、社会教育、文化及びスポーツといった、就労や日常生活の時間とは異なる、生涯を通じて人々の心のつながりや相互に理解しあう土壌となり、幸福で豊かな生活を追求する基盤となっていく行政分野を所掌している。

学びは、すべての人々にとって、学校を卒業した後も、あらゆるライフステージでの夢や希望を支える役割を担っているものであり、従来の学校教育政策を中心とする障害者政策から一歩進めて、障害者の生涯にわたる学習を通じた生き甲斐づくり、地域との繋がりづくりを推進し、「障害者の自己実現を目指す生涯学習政策」を総合的に展開していかなければならない。

２．障害者の生涯学習施策推進の視点

タスクフォースにおいては、これまでの障害者施策として、障害者の雇用、福祉及び保健を担当する厚生労働省が中心となり、障害者の就労の機会を確保するとともに、日常生活の困難の解消や障害に応じた福祉サービスの提供等を中心に展開されてきたことが報告された。

また、文部科学省においては、特別支援教育の推進に努め、キャリア教育や自立活動等を充実させ、障害のある子供たちの将来の困難をできるだけ緩和し、将来の活躍を応援していくための取組を進めてきたことが確認されたところである。

一方で、これらの施策の場においては、例えば、

- 就労の場である「就労継続支援Ｂ型」の事業所において、作業以外にも地域活動への参加や余暇活動に取り組むなど、障害者の活動の場として機能している場合がある、
- 障害者支援施設等においては、地域における施設への理解を深めるために、地域交流のイベント等が行われる場合があり、入所者にとって充実した時間となっている、
- 特別支援学校においても、劇場等における芸術鑑賞会等を実施する例があり、学校を離れた場では鑑賞の機会等が少ない中で子供たちや保護者に喜ばれている、
- 特別支援学校卒業後においても、部活動等の学校活動に参加することができる場合があり、障害者の活動の場の一つとなっている、

といったことが報告されている。

これらの取組は、障害者の様々な活動のニーズに、主として就労や福祉、学校教育を目的とした場が応えている例である。

人が豊かな人生を送っていこうとすれば、単に生活が保障され、仕事を通じて賃金を得、社会における役割を確認していくのみならず、学習、文化、スポーツといった生涯にわたる学習や体験の中から生き甲斐を見つけ、人と繋がっていくことが必要となってくる。学校や企業、障害者支援施設等がこれらの施策の不足を補ってきた積み重ねが、現場において生涯にわたり学び続ける施策が展開されているとの報告に顕れていると思われる。

タスクフォースでは、一億総活躍を推進している政府の中にあって、障害者であっても生涯にわたって学び続けることができるよう取り組み、生き甲斐づくり、地域との繋がりづくりを障害者施策の目的の中に位置づけていく意識改革と抜本的な拡充が、文部科学省に求められていると考える。

このため、文部科学省においては平成29年度以降、このような視点を踏まえた課題への対応が必要であると考える。

３．文部科学省において取り組むべき課題について

（１）障害者の学びを総合的に支援するための企画立案部門の創設

障害者の生き甲斐ある生活と地域との繋がりづくりを推進していく上では、文部科学省として、特別支援学校を中心とした福祉施策や障害者雇用施策との連携を進めるこれまでの施策に留まらず、障害者が生涯学び続けることのできる機会の提供を総合的に支援していくことが重要である。

これらの取組については、

① 教育、スポーツ、文化といった施策を文部科学省が一体として推進していくことが必要であること、

② 従前は個々に行われていた取組を、生涯を見通した視点の下に、相互に関連しつつ企画立案し調整する機能が重要であること、

③ 障害者のライフステージ全体に注目していく視点が重要であること、

から、生涯学習政策局を中心に省を挙げて展開していくことが重要である。

このため、生涯学習政策局に「特別支援総合プロジェクト特命チーム」を設置し、省横断的な推進体制を確立するとともに、速やかに「障害者学習企画室」（仮称）を置くことを目指す。

特命チーム及び障害者学習企画室は、生涯学習政策局で実施する施策に留まらず、初等中等教育、高等教育、スポーツ、文化の全体的な施策にわたって、省内の各部局と調整しつつ、文部科学省が所管する分野における障害者施策の意識改革と抜本的な拡充の旗手としての役割を果たす。

（２）生涯を通じた学び、文化・スポーツ等において取り組むべき課題について

① 生涯を通じた学びについて

上記のように、障害の程度にかかわらず、障害者がそれぞれのライフステージに応じて学ぶことができる環境を整えることは重要である。この点、学校教育外における障害者の学習は、いわゆる「障害者青年学級」として各地の特別支援学校や公民館等で行われてきた取組が代表的であるが、ほかにも大学の公開講座や青少年教育施設など、様々な場で、様々な主体により実践されてきたところである。企業の支援も受けながら、地域と学校が連携・協働し、幅広い地域住民等の参画により、障害者の学習機会を提供する事例も出ている。

今後、下記に示す障害者の生涯学習を充実するための体制づくりや学習モデルの普及等に取り組むことが重要である。

（地域学校協働活動推進事業の展開）

障害者も含め誰もが活躍し、自己実現できる社会を実現するためには、幅広い地域

住民等の協力により、子供たちが見守られ、支えられ、多様な活動に参加できるような環境を整備することが重要である。

このため、地域と学校の連携・協働の下、幅広い地域住民等が参画し、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支え、地域を創生する「地域学校協働活動」を特別支援学校も含め、全国的に推進し、障害のある子供たちの放課後や土曜日等における多様な学習・体験プログラムを促進するとともに、好事例を展開することが重要である。

（国立青少年教育施設における障害のある青少年を対象にしたプログラムの実施）

国立青少年教育施設において、身体障害や発達障害のある青少年が自然と触れ合い、仲間とともに生活し、多くの人と交流することを通して、自主性、コミュニケーション能力、社会性等を育むことができるよう、引き続き宿泊・自然体験活動などのプログラムを実施することが重要である。

（放送大学の充実・整備）

放送大学では、現在、職業、年齢、地域を問わず、学部・大学院を合わせて約９万人の学生が学んでおり、全学生数に占める障害者の割合が高い（0.84 %（全国平均 0.68 %））。

障害のある学生に対しては、その障害に応じて、車椅子での受講可能な座席の確保、印刷教材の点字化、放送授業の字幕化、単位認定試験における点字問題・音声問題・拡大問題での出題や介助者による代筆の許可など、受け入れ体制や環境を整えており、障害者の高等教育の機会が開かれるために、これらの取組を引き続き実施することが重要である。

（障害者による生涯学習を支援するモデルの普及）

障害者の生涯学習の場として、いわゆる「障害者青年学級」や「オープンカレッジ」などが重要な役割を果たしている。今後、障害者が学校卒業後も学び続けるこれらの場について、好事例の普及に向けて検討することが重要である。

② 文化活動について

文化芸術活動を通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人の権利であり、障害者の文化芸術活動を支援していくことは、その社会参加を進め、障害の有無にかかわらず人々がお互いを尊重しながら共に生きる社会を実現していく上で非常に重要である。

また、障害者の文化芸術活動の中からは、既存の価値観にとらわれない芸術性が国内外において高い評価を受けるような事例も数多く出てきており、障害者が生み出す文化芸術作品は、これまでの文化芸術の評価軸に影響を与え、文化芸術の範囲に広がりや深まりを持たせ得るという点で、文化芸術の発展に寄与する可能性を有するものである。

このため、その支援に当たっては、上記の意義を踏まえ、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利である観点から「裾野を広げる」という視点と、障

害者による芸術上価値が高い作品等の創造に対する支援を強化していく観点から、「優れた才能を伸ばす」という視点を念頭に行っていくことが重要である。

（裾野を広げる取組について）

障害者が文化芸術を鑑賞する機会を拡大していくために、地域の劇場・音楽堂等における点字や副音声による解説や、助成対象となった映画作品のバリアフリー字幕や音声ガイド制作、障害者の鑑賞に必要な対応ができる人材の育成など、家族や友達とともに鑑賞できる環境づくりに資する取組を推進していくことが重要である。

また、障害者が文化芸術を創造する機会を拡大していくために、特別支援学校等に芸術家を派遣し、子供たちが対話や創作、表現に係る体験活動ができる取組や、卒業後も文化芸術の創造活動を続けることができるような環境づくりに資する取組を推進していくことが重要である。

（優れた才能を伸ばす取組について）

障害者が目標を持ち、その優れた才能を伸ばしていくために、特別支援学校等の子供たちによる作品の展示など発表の場を確保するとともに、卒業後も障害者による優れた文化芸術活動に関する展覧会等の場を確保し、国内外に発信していく取組を推進していくことが重要である。

こうした文化芸術活動を通じた障害者に対する支援策を厚生労働省など関係省庁と連携しながら講じていくことにより、特別支援学校等に通う子供たちや卒業した方々の心の安寧と、障害の有無に関わらずあらゆる人々の相互理解へとつなげ、スポーツと文化の祭典である東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けて、障害者による文化芸術活動の推進に関する気運を高め、我が国の文化芸術のレガシーの一つとなるよう推進していく。

③　スポーツ活動について

スポーツに関しては、2020年に東京でパラリンピックが開催されるが、東京大会のレガシーとして共生社会を実現するためには、特別支援学校の子供たちをはじめとする障害者が、夢や希望を持ちながらパラリンピックをはじめとした様々な活動に積極的に参画し、どのような立場であっても、2020年が特別の年であったと実感できるようにすることが不可欠である。

このため、2020年に全国の特別支援学校でスポーツ・文化・教育の全国的な祭典を開催する「Specialプロジェクト2020」に向けた取組を加速させ、障害者が「ほんもの」のスポーツ・芸術に触れ感動を共有する機会の充実、障害の有無を超えて地域の誰もが心を触れ合う機会の充実に取り組むことが求められる。

文部科学省においては「Specialプロジェクト2020」に向けた取組として、今年度、文部科学省ボッチャイベントを開催したところであるが、このような取組を一過性のものとして終わらせることなくオールジャパンの取組として発展させるために、「障害者ス

ポーツ・文化週間」(仮称) 等としてプロモートし、国のみならず様々な関係者による様々な分野での取組を推奨していくことも考えられる。

なお、「Special プロジェクト 2020」や「障害者スポーツ・文化週間」(仮称) の取組の推進にあたっては、国、地方自治体、全国特別支援学校長会等の学校教育団体、中体連・高体連等の学校体育団体、日本障害者スポーツ協会等のスポーツ団体、文化関係団体、障害者関係団体、経済界等の様々な関係者が連携協力して一つの方向に向かって取り組むことが求められることに留意することが必要である。

(3) 教育分野において取り組むべき課題について

① 特別支援学校等の学習内容の充実や関係機関の連携

障害者のライフステージ全体を豊かなものとするためには、障害のある子供たちに対して学校教育段階から将来を見据えた教育活動が展開されるとともに、教育のみならず、福祉や労働、生涯学習等の各分野が連携して障害者を支援する体制が整備されることが重要である。そのため、以下のような取組が必要である。

(障害のある子供たちのキャリア教育の充実や生涯にわたる学習の奨励)

特別支援学校高等部における昨今の状況を見ると、普通科在籍生徒の割合が増え、卒業後の志望進路も、かつてのような特定の職種に限られず、高等教育機関への進学等から企業就労まで、多様になっている。学校卒業直後の進路だけではなく、その後の長い人生をも見据えて、幼児教育から初等中等教育まで一貫性のある指導を行い、個々の志望を適切に踏まえた進路指導を行うなど、単なる「就労支援」から「キャリア教育」への転換を図ることが必要である。

また、就労だけではなく、卒業後の生活において、スポーツ活動や文化活動などを含め、自己実現を図るための生涯にわたる学習活動全般を楽しむことができるよう、各教科や自立活動、特別活動等を通じて、在学中から地域における活動に参加し、楽しむ態度を養うとともに、そのために必要な行政や民間による支援について学ぶなど、卒業後においても様々な活動に積極的に参加できるようにすることが重要である。

このため、次期の学習指導要領における記述を充実し、全国的にこうした取組が実施されるようにする必要がある。

(学校と卒業後の進路や活動の場との連携の促進)

障害のある子供たちが、学校卒業後も必要な支援を受けながら豊かな生活を送るためには、特別支援学校等と、企業や障害者就労施設等、高等教育機関といった卒業後の進路とが、密接な連携を図ることが不可欠である。また、生涯学習や文化、スポーツといった卒業後の活動の場との連携も同様に重要である。

このため、学校教育部局と、福祉や労働、生涯学習等の部局が連携し、一貫した切れ目ない支援体制を構築する地域を支援する方策を検討することが必要である。また、特別支援学校等が必要に応じて、卒業後一定の期間様子をフォローアップしたり、相

談窓口になったりするなど、障害のある子供たちが円滑に次のステップに進めるよう、各学校による支援を促していくべきである。

② 大学等における支援体制の充実

障害の有無に関わらず、意欲と能力のある学生を受け入れ、社会で活躍できる力を身につけさせるのは大学等の最も重要な責務である。そのためには大学等において、障害のある学生に対して入口から出口まで適切な支援が提供できる体制を整備することは急務であり、以下の観点での取組が必要である。

(障害のある学生への支援体制の充実)

障害のある学生の支援は、学修内容や障害の程度、本人の希望等々により、その内容は学生ごとに異なる。そのような中で、ニーズを把握し適切な支援内容を選択し実施するためには、専門組織の整備・専門人材の配置が必要である。

また、ソフト・ハードの両面において、障害者が利用しやすい環境を予め整備する事前的改善措置が重要である。

一方で、各大学等の単独での取組には限界があることから、大学等や高等学校、特別支援学校との接続の推進に加え、行政・福祉機関等との連携を図り、オールジャパンでの支援体制の構築・強化の在り方を考えていくことが必要である。そのためには、支援の中核的拠点を整備し、各大学等への助言、専門人材等の共有、社会の支援資源の有機的な連結の研究等を進め、これらのノウハウを集積した、障害のある学生支援スタンダードを確立・共有していくことが重要である。

(支援情報の積極的な提供)

特別支援学校等を卒業した者が大学等に進学する上で、そこで必要な支援を受けられるかどうかは判断の重要な要素となる。この情報が不十分であるがために、進学という選択肢の検討自体を断念する可能性もある。

したがって、各大学等における支援体制、内容、実績、施設やキャンパス内移動におけるバリアフリー状況を示したバリアフリーマップなど、障害者が大学等への進学を考える上で必要となる情報の積極的な発信を促進し、進学するに当たってのバリアを下げる取組が必要である。

(支援補助学生の養成と社会への輩出)

障害のある学生の支援について、コーディネーターや教職員のみで行えない業務について、学生相互による支援の取組を活性化することが重要である。そのため、各大学等において、学生が障害のある学生の支援を補助する支援補助学生の養成・活用・組織化を促進することが必要である。

また、2020年東京パラリンピックの関係機関と協力し、ボランティアとして活躍できる場を提供することも有意義である。

開催経緯

○第１回　平成２８年１１月　９日（水）　（障害のある子供たちの進路について ①）

議題：特別支援学校長会からのヒアリング

要旨：特別支援学校の生徒の卒後の進路について、①特別支援学校長会側からの要望の聴取、進学上の課題の聴取、②福祉・就労の現状について厚生労働省から意見聴取。

○第２回　平成２８年１１月２１日（月）　（障害のある子供たちの進路について ②）

議題：厚生労働省からのヒアリング
「障がいのある学生の修学支援に関する検討会」座長からのヒアリング

要旨：①厚生労働省から、関係団体や企業側の要望等を含めて、障害者の雇用・福祉について取組状況の聴取、②「障がいのある学生の修学支援に関する検討会」竹田座長から、障害者の大学進学の状況と課題、外国の状況の報告等を聴取。

○第３回　平成２８年１２月１日（木）　（これまでのまとめ）

議題：自由討議によりこれまでの議論を中間的に総括。

要旨：文部科学省から打ち出していく施策の中心的なイメージとして、就労、生活保障に加えて、文部科学省から生涯学習を通じた障害者の「生き甲斐づくり」「地域との繋がりづくり」を打ち出す方向性を確認。

○第４回　平成２８年１２月７日（水）　（スポーツ・文化について）

議題：日本中学校体育連盟、全国高等学校体育連盟からのヒアリング
障碍者芸術推進研究機構からのヒアリング

要旨：①日本中学校体育連盟、全国高等学校体育連盟の各専務理事から、各団体の特別支援学校との連携について聴取、②障碍者芸術推進研究機構重光副理事長から、京都における障害者芸術の先進的な取り組みと、教育現場との連携における課題について聴取。

○第５回　平成２８年１２月１２日（月）　（生涯学習、社会との連携について）

議題：東京学芸大学教育実践研究支援センターからのヒアリング
町田市教育委員会生涯学習センターからのヒアリング
東京都立あきる野学園あきるのクラブからのヒアリング

要旨：①東京学芸大学教育実践研究センター菅野教授から、オープンカレッジ東京における生涯学習支援の取組について聴取、②町田市教育委員会生涯学習センター事業係渡部係長から町田市障がい者青年学級の取組について聴取、③東京都立あきる野学園あきるのクラブ宮嵜代表から放課後子供教室に関する取組について聴取。

「特別支援総合プロジェクト　タスクフォース」の設置について

1．趣旨

障害者施策の推進の充実は、一億総活躍を実現していくうえで重要な課題であり、文部科学省においては、特別支援学校を中心とした学校教育の観点からのみならず、文化やスポーツ、生涯学習の観点からも障害者と向き合い、そのライフステージ全体にかかわる施策の推進が必要である。

また、特別支援学校については、より地域に開かれるとともに地域から支援されるよう、医療、福祉、労働等の関係機関との連携を深めつつ、「場」としての機能強化を図っていくことが重要である。さらに、特別支援学校が就学前や卒業後の障害者の交流の場としての役割を果たしていくため、文化やスポーツ、生涯学習等の関係機関との連携を一層進めていかなければならない。

特に、障害者の社会参加を進める上では、卒業後の進路の問題が大きい。このため、企業や福祉施設等障害者の就労先とのマッチングなどハローワークにおける就労支援活動と特別支援学校との連携や、大学や専門学校等高等教育機関のソフト・ハード両面からのバリアフリー化の推進を図っていくための施策の在り方も重要となってくる。

以上を踏まえ、文部科学省の障害者施策を推進するため、「文部科学省　特別支援総合プロジェクト　タスクフォース」を設置する。

2．検討事項

（1）障害者のライフステージ全体にかかわる施策の在り方について

（例）　文化、スポーツ、生涯学習等の関係機関における障害者施策（障害者スポーツ、障害者芸術、等）
全国レベルの文化展等における障害者部門の設置促進

（2）特別支援学校と地域や社会の連携の推進について

（例）　特別支援学校における学校支援地域本部の設置
特別支援学校の防災機能の強化
特別支援学校の児童生徒の全国レベルの文化展・スポーツ大会への参加
特別支援学校卒業生に対する交流機会の提供

（3）障害者の就労について

（例）　就労に関する障害者や保護者のニーズの把握
就労に向けた特別支援学校における職業教育の高度化
ハローワーク・企業等との連携強化

（4）高等教育機関におけるバリアフリーの推進

（例）　障害のある学生への支援の在り方
大学施設のバリアフリー

メンバー

（主査）	義家　弘介	文部科学副大臣
（主査代理）	串田　俊巳	大臣官房総務課長
	丸山　洋司	初等中等教育局　特別支援教育課長
（メンバー）	森下　　平	初等中等教育局　特別支援教育課 特別支援教育企画官
	田井　祐子	初等中等教育局　特別支援教育課　専門官
	大類由紀子	生涯学習政策局　生涯学習推進課　課長補佐
	小代　哲也	高等教育局　学生・留学生課　課長補佐
	山之内裕哉	文教施設企画部　計画課　企画官
	田中　聡明	スポーツ庁　障害者スポーツ振興室長
	小林　正浩	文化庁文化部　芸術文化課　課長補佐
（オブザーバー）	寺岡　　潤	厚生労働省　社会・援護局　障害保健福祉部 障害福祉課　課長補佐
	日髙　幸哉	厚生労働省　職業安定局　雇用開発部 障害者雇用対策課　障害者雇用専門官
	横倉　　久	全国特別支援学校長会会長
（事務局）	松坂　浩史	大臣官房　総務課　副長
	甲　　猛志	大臣官房　総務課　法令審議室 審議第三係長
	國光　太郎	大臣官房　総務課　法令審議室 審議第三係員

別添２

特別支援教育の生涯学習化に向けて

平成２９年４月７日

文部科学大臣　松野　博一

私はかねてより、障害のある方々が、この日本の社会でどうしたら夢や希望を持って活躍していくことができるかを考えてきました。その中でも印象的だったのが、特別支援学校での重い知的障害と身体障害のある生徒とその保護者との出会いです。その生徒は高等部３年生で、春に学校を卒業する予定であり、保護者によれば、卒業後の学びや交流の場がなくなるのではないかと大きな不安を持っておいででした。他にも多くの保護者から同様の御意見を頂きました。

これまでの行政は、障害のある方々に対して、学校を卒業するまでは特別支援学校をはじめとする「学校教育施策」によって、学校を卒業してからは「福祉施策」や「労働施策」によって、それぞれ支援を行ってきました。しかし、これからは、障害のある方々が、学校卒業後も生涯を通じて教育や文化、スポーツなどの様々な機会に親しむことができるよう、教育施策とスポーツ施策、福祉施策、労働施策等を連動させながら支援していくことが重要です。私はこれを「特別支援教育の生涯学習化」と表現することとしました。

文部科学省では、このような観点から昨年１２月に「文部科学省が所管する分野における障害者施策の意識改革と抜本的な拡充」を公表しました。併せて、省内の体制を確立

するために「特別支援総合プロジェクト特命チーム」を設置しました。さらに、今年度から生涯学習政策局に「障害者学習支援推進室」を新設しました。

今後、この「障害者学習支援推進室」を中心に、全省的に「Specialプロジェクト2020」や特別支援学校等における地域学校協働活動の推進、卒業後も含めた切れ目ない支援体制の整備の促進、障害のある学生への大学等における支援体制の充実等に取り組んでいきます。

各地方公共団体におかれては、障害のある方々がそれぞれのライフステージで夢と希望を持って生きていけるよう、生涯にわたる学習活動の充実を目指し、生涯学習や特別支援教育、スポーツ、文化、福祉、労働などの関係部局の連携の下、国と共に取り組んでいただきますようお願いいたします。

今週（4月2日～8日）は発達障害啓発週間です。

改めて、国と地方公共団体、企業に加えて地域の皆様と共に、障害のある方々が分け隔てなく、互いに尊重し合いながら共生する社会の実現を目指していきたいと強く願います。